

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月

私は平成2年3月31日にA事業所を退職した後、同年4月にB事業所の開設に携わり、同社の社会保険の新規加入手続をしていたが、就業規則の作成が間に合わず、4月から社会保険に加入することができなくなった。

しかし、社会保険事務所（当時）で「市役所に1か月分の保険料を納付すれば年金が通算される。」と言われたので、早速市役所で国民年金の加入手続を行い、その場で8,400円納付した。

確定申告書には納付した金額が記載してあるので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人はA事業所退職後の平成2年4月末ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が同年5月9日に払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する平成2年分給与所得者の保険料控除申告書の写しによれば、申立人の国民年金保険料として8,400円が社会保険料控除の欄に記載されており、その金額は申立期間の保険料と一致する上、同じく申立人が所持する同年分の確定申告書の控えによれば、A事業所及びB事業所の源泉徴収票に記された社会保険料等の金額に8,400円を加算した金額が、社会保険料控除の欄に記載されていることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付済みとして申告したものと推認できる。

加えて、申立人及びその妻から聴取したところ、申立期間の国民年金の加入手続の経緯及び国民年金保険料の納付状況等について具体的に記憶しており、その内容に不合理な点はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年4月4日から同年8月1日までに係る標準報酬月額については、同年4月から同年7月までの期間を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月4日から同年10月1日まで
私がA社に勤務していた平成6年4月から9年12月までの期間のうち、6年4月から同年9月までの標準報酬月額は、ねんきん定期便の記録では12万6,000円となっているが、当時の月給は19万円であったので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成6年4月から同年7月までの標準報酬月額については、当該事業所に申立人と同時に入社した同僚が所持する給与明細書により推認できる報酬月額から、当該期間を15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成6年8月及び同年9月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、同僚が所持する給与明細書から推認できる申立人の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額と一致していることから、当該期間について、記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格取得日は、昭和20年9月30日であると認められることから、同社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月30日から21年4月1日まで

ねんきん特別便が届き、A社B事業所に勤務していた期間のうち、入社後半年間の研修所での研修を終え、現場研修で同社D事業所に配属された昭和20年9月30日から21年3月31日までは、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

しかし、私は、昭和20年4月1日に入社後定年で退職するまで、継続して働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事記録により、申立人が申立期間も継続してA社B事業所に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社B事業所において、昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月30日に資格を喪失後、21年4月1日に同事業所において再度、資格を取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳における資格取得日の欄には、「21.4.1」という記載の上に「20.9.30」と二段書きをしたような記載が認められる上、標準報酬等級欄にも「210」という記載の上に「40」と二段書きをしたような記載が認められる。

また、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険

被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人と同日にA社B事業所の研修所に入所したと考えられる者 55 人のうち、51 人が申立人と同じ昭和 20 年 9 月 30 日に一度被保険者資格を喪失しているが、そのうち、厚生年金保険被保険者台帳を確認できる 12 人について、それぞれオンライン記録、被保険者名簿及び被保険者台帳を調査したところ、7 人は記録が合致していない。

さらに、上記の同期入所者のうち、オンライン記録では、昭和 20 年 9 月 30 日に資格喪失後の再取得が同日となっている者が 11 人いるところ、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を全件確認したが、当該 11 人が同年 9 月 30 日に被保険者資格を再取得している記載は確認できなかった。

以上のことから、申立期間当時の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の管理状況が適切であったとは認め難く、同名簿が申立期間当時のすべての厚生年金保険被保険者の加入記録を網羅しているとは言い難い状況である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 20 年 9 月 30 日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から 40 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格取得日は、昭和20年9月30日であると認められることから、同社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月30日から21年4月1日まで

ねんきん特別便が届き、A社B事業所に勤務していた期間のうち、入社後半年間の研修所での研修を終え、現場研修で同社D事業所に配属された昭和20年9月30日から21年3月31日までは、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

しかし、私は、昭和20年4月1日入社後定年で退職するまで、継続して働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事記録により、申立人が申立期間も継続してA社B事業所に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社B事業所において、昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月30日に資格を喪失後、21年4月1日に同事業所において、再度、資格を取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

また、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人と同日にA社B事業所の研修所に入所したと考えられる者55人のうち、51人が申立人と同じ昭和20年9月30日に一度被保険者資格を喪失しているが、そのうち、厚生年金保険被保険者台帳を確認できる12人について、それぞれオンライン記録、

被保険者名簿及び被保険者台帳を調査したところ、7人は記録が合致していない。

さらに、上記の同期入所者のうち、オンライン記録では、昭和20年9月30日に資格喪失後の再取得が同日となっている者が11人いるところ、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を全件確認したが、当該11人が同年9月30日に被保険者資格を再取得している記載は確認できなかった。

以上のことから、申立期間当時の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の管理状況が適切であったとは認め難く、同名簿が申立期間当時のすべての厚生年金保険被保険者の加入記録を網羅しているとは言い難い状況である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和20年9月30日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同日にA社B事業所の研修所に入所した同僚の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和39年7月21日、資格喪失日は50年2月8日であると認められることから、申立人の資格の喪失日（昭和41年10月1日）及び取得日（昭和42年10月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から42年10月1日まで

A社B事業所で勤務した期間の厚生年金保険加入期間について照会したところ、昭和41年10月1日資格喪失、42年10月1日資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。

給与明細書を書き写したメモがあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社B事業所において、昭和39年7月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41年10月1日に資格を喪失した後、42年10月1日に同事業所において再度、資格を取得しており、41年10月から42年9月までの期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立人が給与明細書を書き写したメモ及び雇用保険の記録並びに同僚の証言により、申立人が申立期間についても継続してA社B事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社B事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票は2枚作成されているところ、1枚目の原票には、資格喪失日が昭和41年10月1日と記載されているものの、2枚目の原票については、1枚目の原票と同じ健康保険の番号及び資格取得日（昭和39年7月21日）が記

載されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、A社B事業所において、申立人と同様に、一度資格を喪失した後に再び資格を取得している被保険者が43人いることが確認できるが、いずれの被保険者も再取得時には、一度目の資格取得時に付されたものとは異なる健康保険の番号が付されている。

以上のことから、社会保険事務所（当時）における申立人に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人について、昭和41年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、42年10月1日に資格を取得する届出を行ったとは考え難く、申立人は、申立期間当時、A社B事業所に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和41年10月1日）及び資格取得日（昭和42年10月1日）を取り消すことが必要と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所における昭和41年9月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から47年3月まで

社会保険事務所(当時)に照会したところ、昭和43年10月から47年3月までの期間について、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

私たちの結婚前に、義父母から夫の国民年金保険料を納付していると何度も聞いていたので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は昭和47年4月1日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間とされている上、同名簿の納付記録欄にも、同年4月以前に国民年金保険料を納付したことを示す記載は確認できない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年2月3日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻は、「夫は、私が昭和45年8月ごろに夫の実家で同居を始めた当時は大学生であり、間もなくして中退した。大学には1年から2年間ぐらい在籍していた。」と述べているところ、当時、学生は国民年金の任意加入となる被保険者であることから、加入手続を行った時点でさかのぼって被保険者資格を取得することができないため、申立期間の

一部は保険料を納付できなかったと考えられる。

加えて、申立人の妻は、義父母から申立人の国民年金保険料を納付していると聞いたことを鮮明に記憶しているが、申立人及びその妻は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親は既に亡くなっていることから、申立期間当時の納付状況等が不明である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1184 (事案 729 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から53年9月まで
姉に勧められて桜の花が咲いているところに、A市B支所に行き国民年金の加入手続をした。
その後は、郵送されてきた納付書により、毎月支所や銀行で納付した。
前回の申立てでは、申立期間当時納めた国民年金保険料を記憶違いで月額1万円としてしまったが、月額1,000円程度であったことを思い出した。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和47年4月から50年3月までの期間については、再申立てであるが、当委員会は i) 国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は54年1月31日に払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) A市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、国民年金の被保険者資格の取得日が53年12月27日とされていることから申立期間は未加入期間として取り扱われていること、iii) 申立期間は、社会保険事務所(当時)の職員が申立人の話を基に特定したものであり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再申立てにおいて、申立人は、新たに申立期間当時の国民年金保険料は月額1,000円程度であったことを思い出したと主張するが、これは委

員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間のうち昭和47年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 今回の申立てにおいては、前回は申立期間とされていない昭和50年4月から53年9月までの期間が追加されているが、上記1のi)及びii)の事情から、当該期間も未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち昭和50年4月から53年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間及び平成元年 6 月から 2 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで
② 平成元年 6 月から 2 年 10 月まで

20 年以上も前のことで確かではないが、年金未納の書面が送られてきたので、両親から勧められて結構な金額の国民年金保険料を渋々納付したことを覚えている。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を婚姻前に行ったと主張しているが、オンライン記録によれば、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は連番であることから、婚姻日である平成 3 年 4 月以降に払い出されたものと考えられる上、A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、昭和 62 年 4 月 26 日新規資格取得、同年 7 月 1 日資格喪失、平成元年 6 月 1 日再取得、2 年 11 月 19 日資格喪失及び 3 年 8 月 21 日再取得の資格得喪記録の処理が同年 10 月 14 日にまとめて行われていることが確認できることから、申立人は婚姻後の同年 10 月ごろ、国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。各申立期間については、その際、未加入期間から未納期間とされたものであり、その時点では申立期間①、及び申立期間②の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

また、上記国民年金手帳記号番号のほかに、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、国民年金の加入手続及び国民年金保険

料の納付状況についての記憶が定かでない上、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

申立期間は大学に在学中のため、A県B市に下宿しており、国民年金保険料は父親が納付していた。

平成3年4月から5年3月までの納付記録は確認できているが、申立期間についても国民年金保険料を納付していたはずなので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の5番前の者及び2番後の者は平成5年1月及び4年12月に20歳で国民年金被保険者資格を新規取得している上、申立人の平成3年度及び4年度の国民年金保険料は5年1月29日及び同年2月22日にまとめて納付されていることから、申立人の国民年金の加入手続は4年12月から5年1月までの間に行われたものと推認できる。したがって、申立人は学生が国民年金の強制加入被保険者とされた3年4月1日までさかのぼって国民年金に加入したものとみられる。

また、申立人の所持する年金手帳によれば、申立人はB市において平成3年4月1日に国民年金被保険者資格を新規取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間として取り扱われており、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、上記国民年金手帳記号番号のほかに、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から50年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から50年3月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料納付記録の照会をしたところ、申立期間の保険料はまとめて納付されたが、時効により納付できない期間の保険料であったため還付しているとの回答があった。
しかし、まとめて納付したことも、還付請求をして還付金を受け取った記憶も無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)には、「昭和47年9月から50年3月まで(附18条)、27,900円(54.4.25)、時効後納入」と記載され、A市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)には、申立期間の国民年金保険料について昭和54年6月19日に還付決定、同年7月6日に還付請求がそれぞれなされた旨記載されていることが確認できる。これは、申立期間の国民年金保険料として、同年4月25日に2万7,900円が納付されたが、第2回特例納付の実施期間(昭和49年1月から50年12月まで)を過ぎていたことから、本来納付できない保険料であったために還付されたものと推認される。

そして、上記台帳及びA市の上記名簿の記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

なお、申立人が当該国民年金保険料(2万7,900円)を納付した昭和54年4月25日は、第3回特例納付(附則第4条)の実施期間中であるが、申立期間の第3回特例納付の保険料は12万4,000円であり、納付金額とは大きく異なる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年3月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料納付記録の照会をしたところ、申立期間の保険料はまとめて納付されたが、時効により納付できない期間の保険料であったため還付しているとの回答があった。
しかし、まとめて納付したことも、還付請求をして還付金を受け取った記憶も無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)には、「昭和47年1月から50年3月まで(附18条)、35,100円(54.4.25)、時効後納入」と記載され、A市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)には、申立期間の国民年金保険料について昭和54年6月19日に還付決定、同年7月6日に還付請求がそれぞれなされた旨記載されていることが確認できる。これは、申立期間の国民年金保険料として、同年4月25日に3万5,100円が納付されたが、第2回特例納付の実施期間(昭和49年1月から50年12月まで)を過ぎていたことから、本来納付できない保険料であったために還付されたものと推認される。

そして、上記台帳及びA市の上記名簿の記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

なお、申立人が当該国民年金保険料(3万5,100円)を納付した昭和54年4月25日は、第3回特例納付(附則第4条)の実施期間中であるが、申立期間の第3回特例納付の保険料は15万6,000円であり、納付金額とは大きく異なる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 2 月まで
② 昭和 34 年 3 月から同年 10 月まで

申立期間①については、集団就職でA社に入社して仕事をしていた。

申立期間②については、知人の紹介によりB社で働いた。

どちらの期間も会社から健康保険証をもらった記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「C県D市E区のA社に勤務していた。」としているところ、C県を管轄する法務局に当該事業所名での法人登記の記録は見当たらない。

また、A社の関係団体が保管する名簿（昭和 37 年 8 月）によると、D市E区に隣接する同市F区に「H社」という類似名称の事業所があったことが確認でき、当該事業所は現在「I社」という事業所名で当時の事業主の息子が経営しているが、オンライン記録によると、H社は厚生年金保険の適用事業所として確認できないほか、I社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間より後の昭和 35 年 11 月 1 日となっている。

さらに、I社では、「当時の資料が残っていないため、申立人の当社での勤務状況や厚生年金保険の加入状況等については不明である。」と回答している。

加えて、C県内で事業所名にA社の名称の一部が含まれる事業所を検索したところ、申立期間に適用事業所であった事業所は3事業所確認できたものの、いずれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②については、B社が保管する労働者名簿及び賃金台帳により、申立人が当該事業所に昭和33年8月11日から34年11月まで見習として勤務していたことが確認できるが、当該賃金台帳によると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所では、「その当時、申立人と同じ業務に従事する者は日給月給制で厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は昭和24年7月5日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、43年8月1日に再度、適用事業所となっていることが確認できるが、申立期間については適用事業所となっていない。

加えて、当該事業所の当時の事業主についても、申立期間は厚生年金保険の未加入期間となっている。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1531 (事案 483 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 9 月に A 社から、系列、同族会社として B 社を設立するので、その会社の面倒を見てほしいと言われ異動したのに、申立期間が厚生年金保険の未加入期間になっていたとは知らなかった。

当初の判断後、申立期間に係る新たな事情等は何も無いが、これは厚生労働省と会社の責任であり、私の知らないことなので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 42 年 11 月 1 日であり、申立期間はそれ以前の期間であること、申立人と同時期に A 社から B 社に異動した同僚 7 名の厚生年金保険の加入期間は、いずれも申立人と同様であること、及び健康保険厚生年金保険被保険者原票では、A 社での資格喪失日が同年 9 月 21 日、B 社での資格取得日が同年 11 月 1 日であることなどから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成 21 年 2 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回と同様に昭和 42 年 9 月に A 社から系列、同族会社である B 社に異動したと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 39 年 7 月まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 9 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで

申立期間①について、A 県の B 地区にあった C 社に勤務した。

申立期間②について、A 県の B 地区にあった D 社から名称を変更した E 社に勤務した。D 社では厚生年金保険に加入していたので、E 社でも加入していたと思う。

申立期間③について、E 社から名称を変更した F 社に勤務した。現場従業員は、変更前の事業所から継続して勤務した。

各申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管する技能資格の手帳から、申立人は C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①における A 県内の厚生年金保険の適用事業所を調査したが、C 社という名称の事業所は見当たらない。

また、申立人は、C 社の名称は、以前は G 社であったとしているところ、申立期間①当時、A 県内にあった G 社及び類似名称の厚生年金保険の適用事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録に、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、法務局に C 社又は G 社での登記の有無を確認したが、C 社は見当たらず、G 社についても登記簿が残っておらず、所在地を確認することができなかった。

申立期間②について、申立人の記憶及び元同僚の証言から、申立人が勤

務したとする事業所は、H社であり、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、H社が、厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、申立人と一緒に勤務していたとする複数の同僚についても、当該事業所で厚生年金保険の被保険者となった記録は見当たらない。

さらに、当該事業所は既に解散している上、事業主の所在が不明であることから、当時の状況について確認できる証言等を得ることはできない。

申立期間③について、申立人が保管する技能資格の手帳、D社及びH社で申立人と一緒に勤務していたとする者の証言から、申立人はF社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、F社が、厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、当該事業所は既に解散している上、申立人が一緒に勤務していたとする同僚について、申立人は、姓しか記憶していないことから、特定することができず、当時の状況について確認できる証言等を得ることはできない。

このほか、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 16 日から 43 年 3 月 18 日まで
私は、昭和 42 年から 43 年ごろにかけて A 県 B 市内の会社に勤務していた。はっきりした記憶ではないが、当時、「C 社」というような名前の会社に勤務していたと思うので、申立期間の厚生年金保険加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 市内の会社に勤務したとすることのほか、事業所についての記憶は定かでないとしている。

また、申立期間当時、B 市内で「C 社」の名称を有する事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

さらに、類似名称で「D 社」（昭和 37 年 4 月 1 日に名称変更しており、申立期間当時は「C 社」の類似名称ではない。）という事業所が確認でき、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の記録は見当たらない上、整理番号は連番で欠番は無い。

加えて、A 県内で「C 社」あるいは類似の社名を称する厚生年金保険の適用事業所を確認したところ、2 事業所確認できたが、いずれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の記録は見当たらない上、整理番号は連番であり欠番は無い。

一方、申立期間中の雇用保険の記録を確認したところ、申立人と同姓同名で同じ生年月日の者の記録が「E 社」及び「F 社」の 2 事業所で確認できる。

また、申立人は、「E 社」の記憶は無いとしているが、「F 社」につい

ては、勤務内容や事業主名など具体的な記憶を有していることから、申立期間の一部について、「F社」に勤務していたことが推認できる。

さらに、これら2事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、「E社」については厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらず、「F社」については厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年12月2日であり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではない上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の記録は見当たらない上、整理番号は連番で欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間と一緒に勤務した同僚の氏名は覚えていないとしており、当時の状況を確認することはできない。

なお、申立人が勤務したと記憶する「F社」は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に対して照会を行ったものの、当該事業主は入院中で質問に回答できず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月1日から62年5月13日まで
私は、昭和60年12月1日から62年5月13日までA社B営業所に勤務した。
勤務していた期間は、厚生年金保険にも加入していたと思うので、調査して厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人がA社B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人から提出された給料明細書によると、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所から年金手帳は交付されなかったと記憶しており、申立人が所持する年金手帳によると、初めて厚生年金保険被保険者となった日は、昭和62年8月24日と記載されている上、申立期間当時の健康保険証についても、従前に勤務していた事業所から交付されたとしている。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人及び申立人が同時期に入社したと記憶している同僚の氏名は見当たらない上、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、当該事業所は、平成19年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、既に破産しており、当時の事業主は所在が不明であることから、厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 28 日から 55 年 2 月 1 日まで
私は、A社に昭和 49 年 4 月から現在まで勤務しているが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された労働者名簿等から、申立人が昭和 49 年 4 月 1 日にA社に入社し、現在まで勤務していることは確認できる。

しかし、申立人は、農繁期に連続して休暇を取得する必要があったことなどから、事業主との話し合いにより、申立期間の給与形態を月給支給対象者から本人の都合で比較的休暇を取得しやすい日給月給支給対象者となったことを記憶しており、事業主からも同様に申立期間の勤務形態の変更を行ったとする回答を得ている。

また、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人の資格喪失日が昭和 51 年 2 月 28 日、資格の再取得日が 55 年 2 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、事業主は、月給支給対象者の給料支払明細書を保管しているが、申立人の申立期間に係る給料支払明細書は見当たらない上、社会保険事務所（当時）に被保険者資格喪失届を提出したことから保険料の控除は行っていなかったと回答している。

加えて、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の健康保険被保険者証は昭和 51 年 3 月 23 日に返納され、また、健康保険被扶養者届によると、申立人の長男は 49 年

に出生による届出、58年2月19日にも「国保からの異動」による届出が確認できることから、申立人は、申立期間の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたことは明らかである。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
私は、昭和 48 年 4 月に A 社（現在は、B 社）から関連会社である C 社に出向したが、同年 4 月の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された A 社による申立人への辞令により、申立人が、昭和 48 年 4 月 2 日付けで C 社に出向し、勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 5 月 1 日であり、申立人を含む 8 名が同日付けで被保険者資格を取得していることから、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人から提出された昭和 48 年分給与所得の源泉徴収票及び同年 6 月から同年 12 月までの給与明細書によると、出向元である A 社の社会保険料の控除金額は 4 か月分、出向先の C 社における社会保険料の控除金額は 7 か月分となっていることが確認できることから、申立人に係る同年の社会保険料の控除は 11 か月分で、当該控除の合計額は源泉徴収票の社会保険料の金額とほぼ一致している。

さらに、申立人から提出された給与明細書によると、C 社における厚生年金保険料は翌月控除方式であったことが確認でき、申立人が被保険者資格を取得した昭和 48 年 5 月分の保険料は同年 6 月の給与から控除されていることが確認できる。

加えて、C 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、B 社も当時の社会保険関係資料は保存していないことなどから、申

立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から 50 年 8 月まで

年金記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間は未加入との回答があった。この期間は、嘱託社員としてA社に勤めていた。当時の預金通帳を確認したところ、給料から社会保険料が控除されて振り込まれており、厚生年金保険料は払っていたはずだ。

厚生年金保険料を給与から控除されていたのだから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しにより、昭和 49 年 6 月から 50 年 9 月までA社から報酬の支払を受けていたことが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所から健康保険証を交付された記憶は無いとしており、厚生年金保険料の控除についても記憶が曖昧である。

また、申立人は、当該事業所に勤務していたと主張しているところ、同社は、申立人の職務の待遇について、報酬は給与ではなく、社会保険には加入させておらず、所得税のみを源泉徴収していたと説明している。

さらに、申立人が一緒に働いたとして氏名を挙げた同僚についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、当該事業所では、当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、このほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 28 日から 42 年 12 月 27 日まで

② 昭和 43 年 1 月 7 日から同年 4 月 30 日まで

私の厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。A社を退職したのは昭和 42 年 12 月であり 1 年間の記録が無い。また、B社には 43 年 1 月 7 日から勤務したが、厚生年金保険の加入が同年 5 月 1 日となっている。それぞれの会社から健康保険証をもらっていたし厚生年金保険料も払っていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が氏名を挙げた同僚のうち、当該期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している 8 人に照会し、5 人から申立人を知っているとの回答を得たが、申立人の具体的な退職時期を特定できる回答は得られなかった。

また、雇用保険の記録においても、A社に係る離職年月日は、昭和 41 年 12 月 26 日となっており、厚生年金保険の被保険者資格記録とほぼ合致している。

さらに、当該事業所では、当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたとしているところ、申立人と同時期に申立人と同じ業務をしていた同僚は、勤務開始後数か月

が経過してから、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同社では、当該業務をする従業員について、必ずしも勤務開始後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推測される。

また、雇用保険の記録においても、当該事業所に係る資格取得日は昭和43年5月1日となっており、厚生年金保険の被保険者資格記録と一致している。

さらに、当該事業所では、当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 5 月まで
② 昭和 45 年 6 月から 46 年 4 月まで

昭和 45 年 4 月 1 日から同年 5 月まで勤務した A 社 B 支店及び同年 6 月から 46 年 4 月まで勤務した C 社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、いずれの期間とも加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間に A 社 B 支店に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、高校卒業後すぐに A 社 B 支店に入社したとしているところ、申立人が自分より 1 年先輩だったとして氏名を挙げている同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 44 年 8 月 1 日であることから、当該事業所では、新規学卒採用者については、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格取得手続を行っていたわけではなかったものと推測される。

また、当該事業所では、当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、ほかに、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、当時、C 社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者に照会したところ、申立人が同社に勤務していたとの回答は得られたものの、具体的な勤務期間を特定できる回答は得られなかった。

また、申立人は、C社への入社時期について、当初は、昭和45年5月にA社を退職し、同年6月中旬にC社に入社したと説明していたが、雇用保険の記録ではA社における離職日が同年7月27日となっていることが確認でき、当該事実を申立人に説明した上で、再度、申立人にC社への入社時期について確認したところ、入社時期については定かではないとしており、同社における具体的な勤務期間を特定することができない。

さらに、雇用保険の記録においても、申立人のC社における加入記録は確認できない。

加えて、当該事業所は、現在は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表取締役等に照会したが、賃金台帳等の資料を保管しておらず、ほかに、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1544 (事案 364 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 14 日から 20 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間については、脱退手当金を受給しているとの回答であった。

私は、脱退手当金を申請したことは無く、受け取ってもいないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いこと、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和20年12月18日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、新たな資料としてB事業所の辞令等を提出したが、これらには、申立人が脱退手当金を受給していないことを裏付ける事情は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年4月まで
昭和36年10月ごろ、ある会社で従業員の募集があり応募した。
勤務した会社の名前はA社であったと思う。

この会社を辞めた時に失業保険の離職票をもらったので、昭和36年10月から37年4月ごろまで6か月間勤務したと記憶している。当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社において厚生年金保険の被保険者記録がある28名に照会したところ18名から回答があり、そのうち1名が、「申立人のことを知っている。」と回答していることから、期間は特定できないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の28名のうち、厚生年金保険の記録が確認できる13名から回答があり、そのうち2名は、入社したとする時期から6か月後及び4か月後に被保険者資格を取得しており、ほかの1名は、退職したとする時期より10か月前に被保険者資格を喪失していることから、勤務していたとする期間と厚生年金保険の被保険者期間には相違があり、A社では、申立期間当時、必ずしも勤務していたすべての期間を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、A社は、昭和37年9月17日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無

い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 4 月 1 日から 19 年 3 月 20 日まで

私は、昭和 17 年 4 月 1 日から 19 年 3 月 20 日まで、A 地区にあった B 社に工員として勤務した。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、この期間が未加入期間となっていることが分かった。B 社に勤務していたのは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において勤務した事業所の所在地及び仕事の内容について詳細に述べていることから、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していた事業所があったとする A 地区においては、法令上、労働者年金保険の適用は無かったことが認められる。

また、当該事業所の関連事業所であったと考えられる、C 地区にあった事業所及び D 地区にあった事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、上記の名簿で労働者年金保険の被保険者であった 9 名に照会したところ、7 名から回答があったが、「A 地区に勤務したことがある。」と回答した者はいない。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

申立人の申立期間②について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 10 月 1 日まで
② 平成 18 年 10 月 1 日から 19 年 1 月 1 日まで

私は、平成 17 年 9 月から 18 年 12 月まで、「A社」に勤務し、毎月 30 万円の報酬を受け取っていた。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、申立期間①に係る標準報酬月額が実際より低い金額となっている上、平成 18 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが分かった。申立期間①及び②に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、商業登記簿及び月額変更届に添付されている平成 17 年 12 月 1 日付けの取締役会議事録から、申立人が申立期間においてA社の取締役となっていること、並びに当該事業所における当時の代表取締役及び取締役が「申立人は、申立期間において社会保険及び経理事務を担当していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、当該事業所の経営に携わり、社会保険及び経理事務に関与していたものと認められる。

当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、

記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間①及び②については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

また、申立人が自ら作成したとして当委員会に提出している平成18年度の賃金台帳には、18年1月から同年12月まで30万円の給与が申立人に支払われ、2万1,963円の厚生年金保険料が控除されている旨の記載があるが、標準報酬月額30万円に見合う厚生年金保険料が当該金額となるのは、保険料率が改定された同年9月以降のことであるため、当該賃金台帳は、同年9月以降に作成されたものと考えられる。

さらに、B市役所において、申立人の平成18年度及び19年度に係る所得状況等を確認したところ、給与所得者であったとする申立人の給与収入が0円とされ、社会保険料が所得控除されている記載も無いため、申立人が、申立期間①及び②において給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することができない。

加えて、申立期間②について、当該事業所に係る滞納処分票により、平成18年11月10日に、当時の代表取締役が社会保険事務所（当時）に対し、「現在入院しており、会社も休業状態で従業員も全員解雇した。社会保険の手続きはどうしたらよいか。」という問い合わせをした事実が確認できることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間②について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。